

## 医療法人北辰会 老人保健施設みらいあ運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人北辰会が開設する老人保健施設みらいあ（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設の従業者は、要介護状態にある高齢者の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者のその居宅における生活への復帰を目的とする。

2. 施設の従業者は、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護老人保健施設サービスの提供に努める。

3. 介護老人保健施設サービスの実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、東三河広域連合、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①名称 老人保健施設みらいあ

②所在地 蒲郡市栄町11番13号

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

①管理者1名（医師と兼務）

管理者は、施設の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②従業者

医師 1名以上

薬剤師 1名以上

看護職員 6名以上

介護職員 15名以上

支援相談員 1名以上

理学療法士 1名以上

作業療法士 1名以上

言語聴覚士 1名以上

管理栄養士 2名以上

介護支援専門員 1名以上

従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たる。

### (入所者定員)

第5条 入所定員は60名とする。（多床室15室、従来型個室1室）

### (介護施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 介護老人保健施設サービスの内容は次のとおりとし、介護老人保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

①入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

②機能訓練及びその他必要な医療

③療養上の世話

④健康チェック

⑤栄養ケアマネジメント

⑥経管による食事摂取の栄養管理

⑦療養食の提供

⑧ターミナルケア

⑨退所時指導

2. 居住費、食費については、次の額を徴収する。ただし、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合は、その認定証に記載された額とする。

①居住費（多床室）3人部屋・4人部屋 1日 410円

②居住費（従来型個室） 1日 1,670円

③食費 1日 1,600円

食費について、1日を基本単位として徴収する。

3. 特別な療養室の提供を行った場合は、1日1,100円（消費税を含む）を徴収する。

4. 理美容代は、実費を徴収する。

5. 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、原則実費を徴収するが、施設で用意するものを利用する場合には、教養娯楽費日額150円を徴収する。日用品費について施設が専門業者へ委託するレンタルサービスを利用する場合には実費を委託業者へ支払うものとする。

6. 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第7条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2. 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

①別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないようにする。

②気分がわるくなったときは速やかに申し出る。

③共有施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（非常災害対策）

第8条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し非常災害に備えるため、定期的に（年2回以上）避難・救出等訓練を行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第9条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

①施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

②施設における虐待の防止のための指針を整備する。

③施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。

④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体の拘束等）

第10条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2. 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施する。

3. 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の質の確保)

第12条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2. 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第13条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2. 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

①施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

②施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に（年2回以上）実施する。

(ハラスメントの防止)

第14条 施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり落としたりする行為

③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

2. ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時事案が発生しない為の再発防止策を検討する。

3. 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。

4. ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第15条 施設は、施設長他全ての職員は、入所者の処遇向上の為、研修などにおいて職務遂行能力の水準の維持向上に努めなければならない。

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人北辰会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、2001年 3月1日から施行する。

2004年	4月	1日	一部改訂
2005年	10月	1日	一部改訂
2006年	4月	1日	一部改訂
2007年	8月	1日	一部改訂
2008年	10月	1日	一部改訂
2010年	10月	1日	一部改訂
2011年	1月	1日	一部改訂
2012年	7月	1日	一部改訂
2013年	6月	1日	一部改訂
2014年	4月	1日	一部改訂
2014年	7月	1日	一部改訂
2015年	1月	21日	一部改訂
2015年	2月	1日	一部改訂
2015年	4月	1日	一部改訂
2015年	8月	1日	一部改訂
2016年	4月	1日	一部改訂
2016年	11月	1日	一部改訂
2017年	4月	1日	一部改訂
2017年	7月	1日	一部改訂
2018年	4月	1日	一部改訂
2018年	5月	1日	一部改訂
2019年	4月	1日	一部改訂
2019年	7月	1日	一部改訂
2019年	10月	1日	一部改訂
2020年	4月	1日	一部改訂
2021年	4月	1日	一部改訂
2022年	1月	1日	一部改訂
2022年	10月	1日	一部改訂
2023年	9月	1日	一部改訂
2024年	4月	1日	一部改訂
2024年	6月	1日	一部改訂